

令和 4 年 6 月 2 日現在

機関番号：13501

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2021

課題番号：17K03063

研究課題名（和文）大宝律令の画期性に着目した律令制形成過程の再検討

研究課題名（英文）Reexamination of the process of forming the Ritsuryo system focusing on the epoch-making nature of the Taiho Ritsuryo

研究代表者

大隅 清陽（OHSUMI, Kiyoharu）

山梨大学・大学院総合研究部・教授

研究者番号：80252378

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,300,000円

研究成果の概要（和文）：天智朝における五十戸制の存在を示す木簡を根拠に、律令制的な民衆支配が大化改新を契機に成立したとする近年の新説に対し、大化改新から天智朝までは部民制の要素を含む「プレ律令制」の段階であり、天武朝における部民制の廃止以後、部民を支配していたミヤケが後の郡家につながる評家（コオリノミヤケ）に統合されることによって、初めて律令制的な公民支配が確立することを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

律令制の形成史については、戦後、大化改新否定論と天武朝画期説が学界の通説となってきたが、今世紀初めに天智朝の五十戸制木簡が発見されてから新たな改新肯定論が提示され、通説の見直しが進んでいる。本研究は、天武朝以前の五十戸制を「狭義の律令制」とは異なる「プレ律令制」として説明し、天武朝末から持統朝にかけての後期評の成立によって、初めて厳密な意味での「律令制」的な民衆支配が成立することを示した。学校教育を通じて国民にも広く知られる大化改新や律令制の成立過程について、従来とは異なる新たな見通しを示した点において、社会的な意義は大きい。

研究成果の概要（英文）：In contrast to the recent new theory that the decree-based popular rule was established with the renewal of the greatization based on the wooden letter showing the existence of the fifty-family system in the Tenchi dynasty, from the Taika no kaishin to the Tenchi dynasty He insisted that it was in the stage of "pre-Ritsuryo system" including the elements of the system. After the abolition of the civilian system in the Tenmu dynasty, it became clear that the decree-based popular rule will be established for the first time by integrating Miyake, who ruled the civilian people, into the government office (Koori no miyake) that will lead to the later county.

研究分野：日本古代史

キーワード：律令制 比較史 大化改新 東アジア

1. 研究開始当初の背景

昭和戦前期から今日にいたる古代史研究のスタイルを確立したのは坂本太郎による律令制度史研究であり、その基本的な枠組みが、1938年刊行の『大化改新の研究』で示されていることは言うまでもない。そこにおいて坂本は、『日本書紀』に見える大化改新詔が、近江令により修飾されている可能性を指摘した津田左右吉の学説に対し、改新詔は当時のままであると反論したうえで、改新以後の7世紀後半の日本史を、近江令、飛鳥浄御原律令を経て大宝律令へと至る律令制度の形成過程として初めて体系的に叙述していた。

第二次大戦後、津田の業績の再評価が進むなか、大宝令施行以前の木簡が、「郡」を全て「評」と記載していることなどから、改新詔は大宝令により修飾されていることが明らかとなった。また青木和夫は、いわゆる律令を、単なる法規を意味し、詔・勅などに由来する単行法の集合である「広義の律令」と、戸令、田令などの篇目に分類され体系性を持つ「狭義の律令」に区分したうえで、いわゆる近江令は前者にあたり、体系的な編纂法としての令は浄御原令に始まるとする近江令否定論を提唱した。

1960年代後半には、いわゆる大化改新否定論が展開され、原秀三郎は、改新詔第1条に見える公民制の施行は天智朝以後であるとして、改新詔自体の存在を否定した。しかし、2002年に飛鳥石神遺跡から出土した木簡により、庚午年籍以前の天智朝初年に、旧部民に限らない全公民を対象とする五十戸が存在した可能性が指摘されるようになったことから、吉川真司は、五十戸(=里)制は、大化元(645)年の人民・土地調査を前提に、孝徳朝の天下立段階で既に成立していたとし、白雉3(652)年戸籍や近江令も実在したとして、改新否定論と近江令否定論を、ともに否定することを試みている。

吉川の見解は、「体系的な民衆支配があるところには体系的(中国的)な律令法がある」との認識を前提としているように思われるが、申請者はその点に疑問を感じてきた。井上光貞の指摘以来、近江令以後の日本令の藍本は、全て651年成立の唐永徽令であることが通説となっているが、645年の改新時には永徽令は存在しない以上、改新当初の国制や政策は、南北朝から隋代までの中国や朝鮮半島のその影響下にあったと考えざるをえないからである。

本研究課題の研究代表者は、この10年来、日本律令制を、魏晋南北朝から隋代にかけての律令制を朝鮮半島経由で継受した「プレ律令制」と、日本令の編纂過程で唐令の体系に準拠して記述された「狭義の律令制」の二層構造としてとらえることを提唱してきた。「プレ律令制」の起点は、門脇禎二の東国国司論の評価の部分のみを、大化前代的な旧制度ではなく、律令制を準備した新しいものとして逆転させると、少なくとも皇極・舒明朝まで遡る可能性があり、またその下限は、天武・持統朝の国制と同時代の新羅国制との共通性を強調する李成市の見解を敷衍すれば、持統朝まで降る可能性がある。こうした研究状況を前提に、律令制形成期にあたる7世紀史について、従来とは異なる歴史像を提示する必要性が生じていたことが、本研究の開始時における直接の学術的背景である。

2. 研究の目的

1997年に中国・寧波で発見された北宋天聖令によって、新たな段階を迎えている唐令復原研究も、この問題と無関係ではない。天聖令から復原された唐令の姿は、従来から想定されてきた以上に養老令に近似していることが多く、日本令の編纂過程における大宝令の意義を、改めて検討する必要が生じているからである。

研究代表者の考えによれば、唐令を篇目ごとに第1条から順番に検討し、それに対応する日本令の条文を確定してゆくような逐条的・体系的な継受は大宝令が最初であり、その編纂は、朝鮮諸国や中国南北朝の国制と強い共通性をもった7世紀までの国制を、唐令の体系に準拠して記述し直すという全く新しい試みであった。大宝令と浄御原令の段階差をこのように強調してゆくと、7世紀までの国制は、ある意味で全て「プレ律令制」になりかねず、律令制形成史全体の見直しが必要となってくる。

このように、7世紀国制(浄御原令)と大宝令との段階差を強調することは、坂本太郎以来の直線的な発展史観の見直しにつながり、他方、7世紀国制と朝鮮・南北朝国制との関連性を解明することは、主として唐と日本のみを対象としてきた一国史的な枠組みの克服を要請する。本研究は、以上の問題意識の下、東アジア諸国の律令制比較の手法も用いつつ、古代日本における律令制形成過程の再検討を行うことを主眼とする。

大化改新を起点とする日本律令制の形成が、近江令、飛鳥浄御原令を経て大宝律令に帰結するとの坂本太郎以来の通説は、近江令否定論、改新否定論による批判を受けてきたが、今世紀に入り、飛鳥石神遺跡の五十戸木簡や、中国寧波での北宋天聖令写本の発見によって、自明の前提とは考えられなくなっている。本研究は、上記の再検討を進めるうえで、日本の律令制を、魏晋南北朝から隋代にかけての律令制を朝鮮半島経由で継受した「プレ律令制」と、日本令の編纂過程で唐令の体系に準拠して記述された「狭義の律令制」の二層構造として捉え、更に後者は大宝律令で初めて成立したという「大宝令画期説」を提唱することによって、日本における律令制形成過程を東アジア史の文脈から再検討し、唐からの律令継受のみを扱ってきた通説の一国

史的な限界を克服することを試みるものである。

3. 研究の方法

(1) 初年度にあたる平成29年度においては、日本律令制を構成する要素のうち、魏晉南北朝から隋代にかけての律令制を朝鮮半島経由で継受したと申請者が考えている「プレ律令制」の内実について検討する。

まず改新詔第4条の副文に見える「戸別の調」と西晉以降の南朝の制度、「官馬」徴収の規定と北魏や隋のそれとの関連を中国史の研究や史料を精査することによって探るとともに、大宝・養老令の班田制が、唐制と異なり、北朝・隋と共通する女子給田制をとることの意味を、堀敏一などによる中国均田制の研究も参照しつつ考察したい。また朝鮮古代史の李成市は、日本の天武・持統朝の同時代である新羅文武王・神文王代の中央集権化策として、条坊制の施行などの王京の整備、九州・五京制を中心とする地方制度や軍事制度の整備、五等官制の採用などに見られる官制と、禄邑の廃止と月俸支給などの官人給与制の整備、寺院の建立と寺院関係官司の整備などによる国家仏教の展開、宗廟や大・中・小祀制などに見られる中国的な祭祀の整備、などを挙げているが、そこにおける中国の影響と新羅の固有性との関係を考察したうえで、日本への影響について考察する。

研究代表者は、飛鳥浄御原令以前の日本の令は、唐令に準拠した体系を持つものではなく、詔勅などに由来する単行法を適宜まとめたものであったと主張しているが、こうした法のあり方は、独自の律令を編纂しなかったとされる朝鮮諸国と共通する点が多いため、両者の比較が必要となる。申請者の見解にも言及している橋本繁・李成市による研究史整理も参考にしつつ、朝鮮諸国の法制と「プレ律令制」の接点を探る。

近年出土が相次いでいる韓国木簡については、「前」や「賜」字の用法が日本の7世紀木簡の源流であることが指摘されており、日本では大宝令の段階で「前白」から「解」への転換が起こることの意味を含め、検討を進める。また穀物の出挙や年齢区分による丁男把握の存在を示す木簡から、6・7世紀の朝鮮諸国における土地・民衆支配のあり方を考察し、日本のミヤケ経営との関連も探ることを目標とする。

(2) 平成30年度においては、日本律令制を構成する要素のうち、魏晉南北朝から隋代にかけての律令制を朝鮮半島経由で継受したと申請者が考えている「プレ律令制」の内実について検討する。

まず改新詔第4条の副文に見える「戸別の調」と西晉以降の南朝の制度、「官馬」徴収の規定と北魏や隋のそれとの関連を中国史の研究や史料を精査することによって探るとともに、大宝・養老令の班田制が、唐制と異なり、北朝・隋と共通する女子給田制をとることの意味を、堀敏一などによる中国均田制の研究も参照しつつ考察する。

また研究代表者は、飛鳥浄御原令以前の日本の令は、唐令に準拠した体系を持つものではなく、詔勅などに由来する単行法を適宜まとめたものであったと主張しているが、こうした法のあり方は、独自の律令を編纂しなかったとされる朝鮮諸国と共通する点が多いため、両者の比較が必要となる。代表者の見解にも言及している橋本繁・李成市による研究史整理も参考にしつつ、韓国木簡の検討も視野にいれつつ、朝鮮諸国の法制と「プレ律令制」の接点を探る。

(3) 令和元年度においては、大宝律令を中心とする律令制の施行が、地域社会に及ぼした影響に加えて、特に「プレ律令制」の内実についての検討を進める。

京都大学の吉川真司は、律令制的な公民支配成立のメルクマールを「五十戸制」に求めているが、天智朝や「五十戸制」下における民衆支配は「律令制」的なものではなく、令制の品部・雑戸における「一戸一丁制」のように、戸の代表者としての丁男のみを把握する「部民制」的なものであったとする森公章や仁藤敦史の主張があるように、「五十戸制」が成立しているからと言って、「律令制」的な「公民」支配が存在するとは限らない。

1束の稲が収穫される田の面積を1代とする代制が、田令第1条に規定される町段歩制に転換するのも、近年では大宝令の段階とされることが多い。令制前(研究代表者の理解では「プレ律令制」段階)のミヤケ経営においては、その田地はミヤケの稲が投下されている田であり、代で表示されるその面積は、毎年の穫稲の総量から逆算されたものと思われる。また田部とはミヤケの稲を種稲・営料として支給されている人々で、その人数は、ミヤケで運用されている稲の量に比例していただろう。このようにミヤケにおいては、「田地の支配」と「人の支配」を媒介する要として「稲の支配」が存在していたと思われるが、いわゆる後期評の段階で、評(郡)の正倉の形成が始まることは、それまで評内に散在していた部民制以来のミヤケが、この段階で、ようやく評(郡)家=コホリノミヤケに統合され始めたことを意味している。この見通しと、北宋天聖令を用いた日唐令比較研究を結びつけることにより、「プレ律令制」から「狭義の律令制」への転換が行われた大宝令の段階で、律令制的な公民・土地支配が確立してゆく過程を、吉川とは異なる形で説明することを試みる。

(4) 令和2年度および延長期間の3年度においては、大宝律令を中心とする律令制の施行が、地域社会に及ぼした影響も踏まえつつ、特に「プレ律令制」の内実についての検討を進め論文として成稿・公表する。

研究代表者は、戦後の古代史研究において、戦前の坂本太郎が提唱した「公地公民制」という概念のうち、「公民制」のみが国家成立のメルクマールとされてきた背景を、大化改新否定論の文脈で位置づけるとともに、代表者が提唱した「プレ律令制」の概念を用いつつ、「公民制」の成立を「狭義の律令制」の成立と同一視してきたこれまでの研究に代えて、「プレ律令制」の文脈で理解することを提唱しているが、例えば以下のような方向で、それをより具体的、実証的に裏付けることを試みる。

基本的な構想は前年度と同様であるが、特に律令制の成立という観点からは、飛鳥浄御原令と大宝令の段階差、さらに天智朝と天武・持統朝（飛鳥浄御原令）との民衆支配方式の段階差を改めて評価するため、庚午年籍と庚寅年籍の相違に注目する。また、山中敏史が注目した前期評と後期評の性格の相違をその文脈に位置付け、後期評の成立とは、国造の支配領域に依然として散在していた部民支配ミヤケを評家（コホリノミヤケ）に統合したことと他ならず、それが、律令制的な公民支配と表裏一体のものであることを明らかにする。

4. 研究成果

(1) 初年度である平成29年度には、研究の基礎として、日本律令制研究の現状と課題を自説に基づいて整理するとともに、大宝律令の施行を中心とする律令制の本格的な導入が、地域を含む日本社会にどのような影響を及ぼしたかについて考察し、著書3点、口頭報告3点の成果を得た。

共著書『日本古代律令制入門』所収の「律令制の比較史」では、明治から戦後にかけての日本における律令制研究の歩みを踏まえたうえで、中国では一体のものであった律令と礼制が、日本では時間や段階の差をもって受容されたことや、北宋天聖令の発見により、日本における律令の体系的・逐条的な継受は大宝律令が最初である可能性が指摘されていることを論じた。またこの問題と、日本の律令制を、中国南北朝期の国制を朝鮮諸国経由で継受した「プレ律令制」と、唐令の体系に基づく「狭義の律令制」の二層構造として捉える研究代表者の見解とを結びつけ、日本の律令制形成に与えた百済・新羅等の影響と、大宝律令制定との関連を検討することの重要性を主張している。

単著書『古代甲斐国の交通と社会』では、律令制の施行に伴う官道や駅制の施行と令制国の国境確定が、古代甲斐国の地域社会に及ぼした影響について考察しており、北宋天聖令を用いた唐令の復元と日唐令の比較のケーススタディともなっている。口頭報告「古代地域社会と遠距離交通 - 官道の開通がもたらしたもの - 」では、この問題を、特に甲斐国都留郡における官道と駅を設置を題材に追求した。また、口頭報告「古代甲斐国の歴史からみた刻書土器」および「古代の甲斐と都の文化 - 文化と情報の伝達をめぐって - 」では、甲州市ケカチ遺跡で出土した和歌刻書土器にもふれながら、大宝律令の施行前後で、都と地方との情報伝達のあり方がどのように変容したかを考察した。

(2) 2年目にあたる平成30年度には、日本律令制を構成する要素のうち、魏晋南北朝から隋代にかけての律令制を朝鮮半島経由で継受したと申請者が考えている「プレ律令制」の内実について検討するとともに、大宝律令を中心とする律令制の施行が地域社会に及ぼした影響について、主に甲斐国をフィールドとして検討し、著書1点、口頭発表3点の成果を得た。

口頭発表「「律令制」研究と「公民制」成立論・再考」では、戦後の古代史研究において、戦前の坂本太郎が提唱した「公地公民制」という概念のうち、「公民制」のみが国家成立のメルクマールとされてきた背景を、大化改新否定論の文脈で位置づけるとともに、代表者が提唱した「プレ律令制」の概念を用いつつ、「公民制」の成立を「狭義の律令制」の成立と同一視してきたこれまでの研究に代えて、「プレ律令制」の文脈で理解することを提唱した。また共著書『講座畿内の古代学 第 巻 畿内制』所収の「畿内政権論」は、日本の畿内制を、日本律令制における氏族制的な要素の一つとして位置づけ、それが律令制の施行と展開に伴い変質・解体してゆくとした。

口頭発表「古代史からみた甲斐の地域性」および「文献からみた貞観噴火」では、大宝・養老律令の施行が地域社会に与えた影響について、駅制の施行と駅路の設定と国郡制との関係や、富士山の噴火が交通に及ぼした影響を題材に考察した。

海外調査としては、9月に中国山西省北部で南北朝から隋唐期にかけての史跡・文化財を調査し、特に大同においては、日本の「プレ律令制」の源流とも言える北魏の史跡・文化財（皇帝陵や石窟、寺院など）を通じて、7世紀以前の日本の文化や国制との比較史的な検討を行うための観点を得た。

(3) 3年目にあたる令和元年度には、日本律令制を構成する要素のうち、魏晋南北朝から隋代にかけての律令制を朝鮮半島経由で継受したと申請者が考えている「プレ律令制」の内実についての検討を継続するとともに、大宝律令を中心とする律令制の施行が地域社会に及ぼした影響について、主に甲斐国をフィールドとした研究を深化させて、査読付論文1点、研究報告の巻頭論文1点の成果を得た。

論文「古代史からみた甲斐の地域性」は、前年度に行った武田氏研究会第32回総会記念講演の内容を大幅に増補のうえ論文化したもので、4世紀の古墳時代前期から律令制期にかけての古代甲斐の地域構造を、八代、山梨、巨麻、都留の4郡の変遷から明らかにしたものである。

特に、申請者が提唱するブレ律令制段階の孝徳朝の天下立評において、都留評が甲斐ではなく相武国造の支配領域を割いて立評され、当初は相模国に属していたこと、天武朝末年に七道制の施行と合わせて国境の画定が行われた際に、甲斐国が東海道甲斐路（御坂路）を介して東海道に属することになったため、甲斐路（御坂路）を擁する都留評が相模から甲斐へ移されたと考えられること、大宝律令の施行によって律令制の地方行政機構が本格的に機能するようになったことに伴い、甲府盆地と都留郡との交流や一体化が進むことを様々な指標から明らかにしたことは、本研究課題のテーマを地域史的に展開したものとと言える。

論文「文献からみた貞観噴火」は、律令制期の諸文献に見える富士山やその噴火に関する史料を逐一検討し、富士山の噴火という自然災害が、交通をはじめとする律令制のシステムに与えた影響を明らかにすることで、地域社会における律令制成立の意義も考察し、本研究課題のテーマを別の側面から追究したものである。

（４）４年目にあたる令和２年度には、本研究課題の主たるテーマである「ブレ律令制」の内実についての検討を進め、古瀬奈津子編『古代日本の政治と制度』（同成社、２０２１年３月）所収の論文「「律令制」研究と「公民制」成立論」として公刊した。

研究代表者は、戦後の古代史研究において、戦前の坂本太郎が提唱した「公地公民制」という概念のうち、「公民制」のみが国家成立のメルクマールとされてきた背景を大化改新否定論の文脈で位置づけるとともに、「公民制」の成立を「狭義の律令制」の成立と同一視してきたこれまでの研究に代えて、代表者が提唱した「ブレ律令制」論の文脈で理解することを提唱してきたが、本論文では、それをより具体的に裏付けることを試みた。

１束の稲が収穫される田の面積を１代とする代制が、田令第１条に規定される町段歩制に転換するのは、近年では大宝令の段階とされることが多い。令制前のミヤケ経営においては、その田地はミヤケの稲が投下されている田であり、代で表示されるその面積は、毎年の穫稲の総量から逆算されたと考えられる。また田部とはミヤケの稲を種稲・営料として支給されている人々で、その人数は、ミヤケで運用されている稲の量に比例していた。こうしたミヤケにおいては、「田地の支配」と「人の支配」を媒介する要として「稲の支配」が存在していたと思われるが、いわゆる後期評の段階で、評（郡）の正倉の形成が始まることは、それまで評内に散在していた部民制以来のミヤケが、この段階で、ようやく評（郡）家＝コホリノミヤケに統合され始めたことを意味している。以上の見通しにより、「公民制」「公地制」「律令制」の成立をめぐる議論を再統合し、「律令制」的な民衆支配の成立は天武朝末から飛鳥浄御原令施行に始まり、大宝律令の段階で成文法として体系化されたことを主張した。

（５）本来の最終年度であった令和２年度に、研究課題全般のまとめとして、論文「「律令制」研究と「公民制」成立論」を執筆したが、掲載書の刊行が遅れ、論文作成作業が年度をまたぐ可能性が生じたため、研究期間の延長を申請した。

令和３年度においては、同論文で今後の課題とした問題についての検討を始めるとともに、研究期間を通じて進めてきた、律令制の段階的な施行が日本の社会や地域にどのような変化をおこしたかというもう一つの観点からの研究について、５月１５日（土）にオンラインで開催された第１０回「災害文化と地域社会形成史」研究会において「文献からみた古代の富士山噴火とその影響」、１０月２７日（水）には古代甲斐国研究会第１７０回研究例会において「古代における富士山噴火研究の現状と課題－文献史学の視点から－」と題する口頭報告を行い、律令制の地域における施行と自然災害との関係についての考察を深めた。また、令和４年春に刊行予定の吉村武彦・川尻秋生・松木武彦編『地域の古代日本３．東国と信越』（角川選書）に収録予定の論文「ヤマトタケル東征伝承とアヅマ」において、『古事記』『日本書紀』におけるヤマトタケル伝承が、大宝律令の施行により確立した律令制的な全国支配とも密接な関連をもつことを論じた。

なお同年度中には、本研究課題を更に発展させた新規課題「律令制と公民制の形成過程から見た７世紀史の再構築」を申請し、令和４年度に課題番号２２Ｋ００８７３として採択された。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 大隅 清陽	4. 巻 60
2. 論文標題 古代史からみた甲斐の地域性	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 武田氏研究	6. 最初と最後の頁 1-17
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大隅 清陽	4. 巻 4
2. 論文標題 文献からみた貞観噴火	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 世界遺産 富士山	6. 最初と最後の頁 7-18
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計6件（うち招待講演 4件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 大隅清陽
2. 発表標題 古代史からみた甲斐の地域性
3. 学会等名 武田氏研究会第32回総会記念講演（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 大隅清陽
2. 発表標題 「律令制」研究と「公民制」成立論・再考
3. 学会等名 日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究（B）「日本古代国家における中国文明の受容とその展開 律令制を中心に」研究会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 大隅清陽
2. 発表標題 文献からみた貞観噴火
3. 学会等名 平成30年度山梨県富士山総合学術調査研究公開研究会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 大隅清陽
2. 発表標題 古代甲斐国の歴史からみた刻書土器
3. 学会等名 古代史しんぼじうむ「和歌刻書土器の発見」ケカチ遺跡と於曽郷（招待講演）
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 大隅清陽
2. 発表標題 古代地域社会と遠距離交通 - 官道の開通がもたらしたもの -
3. 学会等名 公開講座【続・古典を読む - 歴史と文学 - 】「いま明かされる古代37」（招待講演）
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 大隅清陽
2. 発表標題 古代の甲斐と都の文化 - 文化と情報の伝達をめぐって -
3. 学会等名 山梨県考古学協会第39回定期総会記念講演（招待講演）
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計5件

1. 著者名 古瀬奈津子編	4. 発行年 2021年
2. 出版社 同成社	5. 総ページ数 522
3. 書名 古代日本の政治と制度 律令制・史料・儀式	

1. 著者名 広瀬和雄・山中章・吉川真司編	4. 発行年 2018年
2. 出版社 雄山閣	5. 総ページ数 302
3. 書名 講座畿内の古代学 第 巻 畿内制	

1. 著者名 鈴木靖民・金子修一・田中史生・李成市編	4. 発行年 2017年
2. 出版社 勉誠出版	5. 総ページ数 573
3. 書名 日本古代交流史入門	

1. 著者名 大津透・池田尚隆編	4. 発行年 2017年
2. 出版社 思文閣出版	5. 総ページ数 462
3. 書名 藤原道長事典	

1. 著者名 大隅清陽	4. 発行年 2018年
2. 出版社 六一書房	5. 総ページ数 213
3. 書名 古代甲斐国の交通と社会	

〔産業財産権〕

〔その他〕

山梨大学研究者総覧 http://nerdb-re.yamanashi.ac.jp/Profiles/329/0032885/profile.html
--

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------